平成２２年（フ）第５９７号
岐阜市河渡２丁目45番地　特別養護老人ホーム喜久寿苑、住民票上の住所岐阜市吹上町４丁目13番地
破産者　辻　　芳枝
法定代理人成年後見人　川島　和男
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２９号
愛媛県今治市延喜甲285番地１
破産者　有限会社樹設計事務所
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第１０２２号
熊本県阿蘇郡西原村布田1124番地１
破産者　株式会社オ・ディ・エス
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４１号
岩手県九戸郡軽米町大字上舘第19地割37番地２
破産者　中村　留吉
１　決定年月日　平成24年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第６７８号
広島県大竹市本町１丁目６番19号、開始決定時の住所広島県大竹市松ケ原町297番地１
破産者　国兼　初秋
１　決定年月日　平成24年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４１号
北海道旭川市永山１条４丁目３番15号　開本コーポⅢ101号
破産者　上田　　勇
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５４号
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地２条通２丁目16番地
破産者　土田二美子
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５５号
北海道旭川市台場３条１丁目11番３号
破産者　土田光一郎
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５７号
北海道旭川市６条通16丁目75番地　中出コーポ101号
破産者　阿部　宏一
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７９号
神奈川県厚木市戸室１丁目34番５号　正栄ハイム201
破産者　鈴木　健志
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５９０号
神奈川県伊勢原市東成瀬48番地の７　エクセル伊勢原105号
破産者　山中　　香
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第９９３号
京都市右京区嵯峨天龍寺今堀町13番地３
破産者　田中　健雄
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
広島県呉市川尻町森３丁目６番85号、申立時の住所広島県呉市下蒲刈町下島3438番地の９
破産者　松浦　良子
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第６３号
山口県宇部市大字西岐波2095番地２
破産者　三浦　隆志
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第５９９号
長崎県西海市西彼町鳥加郷999番地
破産者　川添　伸大
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
長崎県長崎市葉山１丁目37番５号
破産者　山崎　　孝
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４３号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷129番地―502号
破産者　山下　星子
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４７号
長崎県長崎市南町６番22号
破産者　本多　照博
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
鹿児島県奄美市名瀬有屋町32番地１
破産者　大山　斐乃
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部